

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和元年12月11日(水)  
午前11時10分～午前11時28分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 長南良彦 副委員長 大久保主計  
委員 菅原和子 委員 吉田良  
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
- 4 委員外議員 2名  
議長 丹野政喜 副議長 菊地忍
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤幸也  
次 長 加藤勤  
主幹兼議事調査係長 川上真理子
- 7 協議事項  
付議事件
  - (1) 議会の運営に関する事項について
    - ① 追加議案の取り扱いについて
    - ② 名取市議会運営等に関する申し合わせ事項について
  - (2) 議長の諮問に関する事項について
    - ① 議員の派遣について

午前11時10分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、追加議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 初めに、次第書の1ページをごらん願います。

1の（1）① 追加議案の件名について御説明いたします。

今回、新たに提出された追加議案は2カ件です。

ア 議案第117号 名取市基本構想について、及びイ 議案第118号 名取市国土利用計画についてです。

次に、② 取り扱い案について御説明いたします。

あわせて、資料1、議事日程第5号をごらん願います。

初めに、ア 提案理由説明です。

日程第16 議案第114号 町の区域を新たに画することについての採決の後、追加議案2カ件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日です。

提案理由説明の後、直ちに議案第117号及び議案第118号を議案番号順に審議するものです。

次に、ウ 審議方法です。

議案第117号及び議案第118号を1件ずつ議題として審議を行います。

議案第117号 名取市基本構想についてに係る審議方法等ですが、議案上程の後、審議の冒頭に総務部長より補足説明を受け、質疑を行います。質疑の

後、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決となります。採決方法は起立採決といたします。

続いて、議案第118号 名取市国土利用計画についてですが、議案上程の後、審議の冒頭に総務部長より補足説明を受け、質疑を行います。質疑の後、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決となります。採決方法は議案第117号同様起立採決といたします。

次に、議案第117号 名取市基本構想についてに係る質疑の取り扱い案について御説明申し上げます。

はじめに、名取市議会の議決事件に関する条例は、地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として「本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」と規定しております。

また、基本構想及び基本計画につきましては、5月27日に開催いたしました議員協議会を皮切りに、基本構想をはじめ、基本計画については構成する6つの分野目標を項目ごとに協議を重ねてまいりました。長期総合計画関連の議員協議会としては5回目となる協議会を11月18日に開催いたしまして、それまでの内容について最終的な確認を行った経過があります。

以上のことを踏まえ、議案第117号に係る質疑につきましては、基本構想についてのみ行うこととし、議案第117号資料2及び資料3として配付しております基本計画については質疑を行わないことといたします。

ただし、議案第117号資料4は令和元年11月18日議員協議会における指摘事項等への対応保留事項についての内容となっておりますので、資料4に係る事項については質疑をお受けすることといたします。

なお、同じく平成22年11月に名取市第五次長期総合計画にかかる名取市基本構想について審議を行った際も、同様の取り扱いとしております。

追加議案の取り扱いについて、説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、追加議案の取り扱いについて、説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 確認です。議案第117号の資料1は質疑可能とのことでよろしかったですか。通常の議案資料と同様に資料名とページ数を申し上げます。

て質疑するということよろしいですか。

○委員長（長南良彦） 事務局からありますか。川上係長。

○書記（川上真理子） 議案第117号資料1は基本構想にかかる資料ですので、質疑できるとする取り扱い案を御説明させていただきました。

○委員長（長南良彦） 相澤事務局長。

○事務局長（相澤幸也） 議員協議会などでの質疑と同様、資料名とページ数を質疑の冒頭に御発言いただいた上で御質疑されるようお願いいたします。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。大久保主計副委員長。

○委員（大久保主計） 意見ではないのですが、運営上の話でお聞きします。追加議案と言うと補足的や緊急的なものといったイメージがあるのですが、今回のように大きな案件を追加議案とするのはどうなのでしょう。本来であれば当初議案とすべきで、当初に提案できなかったのは何か事情があったのでしょうか。当初議案であれば、ある程度準備もできるのです。条例で定められた議決すべき事項であるので、時間が欲しかった、配慮が必要だったと感じます。

○委員長（長南良彦） 事務局から何かありますか。

○事務局長（相澤幸也） 今回2カ件について追加議案となった理由です。

国土利用計画は国土利用計画法による議決義務がありましたが、法改正によって議決義務付けが廃止となりました。そのため今定例会の当初議案、第102号 名取市議会の議決事件に関する条例の一部を改正する条例により、国土利用計画を議決事件に加えた条例を整備した上で、基本構想と国土利用計画を追加議案とすることとなったものです。議員御指摘のとおり、資料等を御確認いただく時間が短くなってしまったのは事実ですが、追加議案とした事情については御理解いただきたいと思います。

○委員長（長南良彦） 大久保主計副委員長。

○委員（大久保主計） 法改正があったのは平成25年ですから、この場に来て時間のない状況で条例改正するのではなく、もっと前に条例改正をできなかったのかと思います。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。追加議案の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 名取市議会運営等に関する申し合わせ事項について、御説明いたします。

まず、次第書の1ページ、(2)の箱書きをごらん願います。

名取市議会運営等に関する申し合わせ事項 VI 予算及び決算の審査方法に関する事項の3です。

資料の上段の改正前は「3 財務常任委員会の副委員長は、2期及び3期の議員のうち、議席番号の後方からあたることとし、他の委員会の正副委員長とは重複しない。」となっております。

本項目につきましては、去る平成30年2月1日の会派代表者会議において協議がなされ、箱書きの下段のとおり「財務常任委員会の副委員長は、2期及び3期の議員から委員長が指名する。」と改正することについてお認めいただいております。

ただし、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項は、平成21年10月30日に議会運営委員会において決定し、その後も議会運営委員会において改正等を行ってきたことから、既に会派代表者会議でお認めいただいている内容ではありますが、今回、議会運営委員会において改めて決定すべく御協議をお願いするものです。

名取市議会運営等に関する申し合わせ事項について、説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。名取市議会運営等に関する申し合わせ事項については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 議員の派遣についてご説明いたします。

次第書の2ページをごらん願います。資料は2になります。

地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するもので、今回は1カ件に対し議員を派遣するものです。

派遣の内容としては、1 宮城県市議会議長会春季定期総会です。

派遣場所は多賀城市、派遣期間は令和2年1月30日木曜日です。派遣議員は丹野政喜議長及び菊地忍副議長です。

次に、取り扱い案については、次第書の2ページ2の（1）の②に記載のとおり、12月16日月曜日、議会案第3号 小・中学校全学年での少人数学級実施並びに特別支援学級の基準を8名から6名にすることを求める意見書の採決の後に上程いたします。

採決方法については、簡易採決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任するものです

議員の派遣について、説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、議員の派遣について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。議員の派遣については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣につい

ては、原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

---

\*休憩中の要旨

- ・ 請願第1号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願について、去る12月6日に付託を受けた建設経済常任委員会の請願審査が行われた。委員会審査の結果、「採択すべきもの」と決定した旨、事務局より報告した。
  - ・ 請願第1号に係る本会議での取り扱い等について、12月2日に開催の議会運営委員会において協議がなされ、決定した内容の確認を行った。
- 

午前11時28分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時28分 散会

令和元年12月11日

議会運営委員会

委員長 長 南 良 彦